

非常災害対策計画書

一般社団法人 日本スポーツクラブ支援協会
放課後等デイサービス きぼう

「放課後等デイサービス きぼう」防災計画

第1章 総則

1. 目的

この計画は、「放課後等デイサービス きぼう」における防災対策について必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保し、防災の為の体制整備や被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

2. 立地環境

本紙説は風水害直接的な被害あり(浸水)。地震が発生した場合は指定の避難場所へ避難する。災害発生時において迅速かつ適切な行動が取れるよう、日ごろから職員一人ひとりが防災意識を高めることによって災害に備えるものとする。

3. 災害時の避難場所

(1) 公園通りクラブハウス

所在地:大分県大分市公園通り3丁目1-6

電話 :097-511-4820

(2) パークプレイス大分

所在地:大分県大分市公園通り西2丁目1番

電話 :097-520-7777

※地震が発生した場合は、指定の避難場所へ避難する。

4. 避難勧告や災害発生時において、本施設に対して市町から在宅の避難行動要支援者(障害児)の受入要請があった場合には、施設運営に著しい支障が生じない範囲において、避難行動要支援者を受け入れるものとする。

5. 災害時に関する情報入手方法、避難準備情報

発表された防災気象情報は、ラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて情報を入手します。

6. 避難方法

(1)自立歩行が可能な方の場合

・職員が利用者を施設の玄関まで、避難経路に沿って誘導し施設外へ避難させる。

7. 避難開始時期

- ・避難準備情報が発令したら、家族との連絡、非常用持ち出し品の用意、避難準備を開始する。
- ・避難勧告が発令されたら、緊急避難場所へ避難行動を開始する。
- ・避難指示が発令されたら、避難中の者は、確実な避難行動を直ちに完了する。未だ避難していない者は、直ちに避難行動に移るとともに、声明を守る最低限の行動をとる。

避難情報についての表

警戒レベル	情報の種別	発令時の状況	取るべき行動
警戒レベル3 (要援護者は避難)	避難準備 要援護者等避難開始	災害発生の可能性が高まった状況で発令される。また、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。 ※状況によっては「避難勧告」や「避難指示（緊急）」が発令される。	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者、特に避難行動に時間を要する者及び避難支援者は避難行動を開始。 ・上記以外の物は、家族との連絡、非常用持ち出し品の用意、避難準備を開始する。
警戒レベル4 (全員避難)	避難勧告	災害により人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況で発令する情報で、通常の避難行動が可能な者が避難開始しなければならない段階。	通常の避難勧告が可能な者も、避難行動を開始する。火の始末・戸締り等を徹底し、非常用持ち出し品を持って、避難場所へ速やかに避難する。避難が危険だと判断された場合には、屋内での安全確保を行う。
	避難指示 (緊急)	前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害発生の危険性が極めて高い状況。避難勧告より強く避難行動を促すもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動中の者は、直ちに避難行動を完了させる。 ・避難していない者は、直ちに避難するとともに、そのいとまがない場合は、屋外での安全確保を行う。
警戒レベル5 (命を守る行動を)	災害発生情報	災害が発生している状況を知らせるもの。	既に災害が発生している状況。命を守る最善の行動をとる。

第2章 平常時の対策

I. 体制の整備

(1) 役割分担

災害が起きた場合に備え、総括責任者の下に情報収集・連絡班、救護班、避難誘導・安全対策班、物資班を定め、役割分担表(別紙)を作成し、年に1回更新する。

(2) 召集・連絡体制

災害時に従業者の召集が速やかに行えるよう、緊急連絡網(別紙)を作成し、年に1回更新する。

(3) 消防計画の届出と防災設備等の整備点検

消防法第8条に基づいて、防火管理者が消防計画を所轄の消防署署に提出する。また、消防法第17条3の3に基づき、消防用設備等の定期点検を実施する

とともに、防炎物品の整備を行う。

2. 災害時の避難の要否・避難方法に係る基準等

(1) 避難の基準

事業所の外へ避難する場合の判断基準を作成し、年に1回見直す。

(2) 避難方法等

災害種別に応じた「避難場所」「避難経路」「避難方法(手段)」を定め、年に1回見直す。

(3) 利用者情報等

避難時にすぐに持ち出すことが出来るように、利用者氏名、年齢、家族の連絡先を記載した利用者カードを作成しておく。また、一覧表等は複数の場所に保管し、災害時、持ち出して避難するものとする。

3. 防災設備等の確認等

(1) 情報の管理

利用者情報などの重要データは、バックアップし、災害からの損壊・損失を防ぐ。

(2) 物品・設備等

・備蓄物資・災害時必需品

非常時に備え、飲料水、生活用水、利用者の特性に応じた非常用食料、衛生用品医薬品等を備蓄するとともに、備蓄品リストを作成し、6カ月に1度点検する。

※避難訓練時に点検を行う。

4. 防災訓練等

(1) 防災訓練

災害が起こった時に迅速に行動するために、防災計画やマニュアルに基づき防災訓練を年に2回(8月・2月)実施する。防災訓練は、災害の種類や規模等を考えた訓練を実施するものとする。

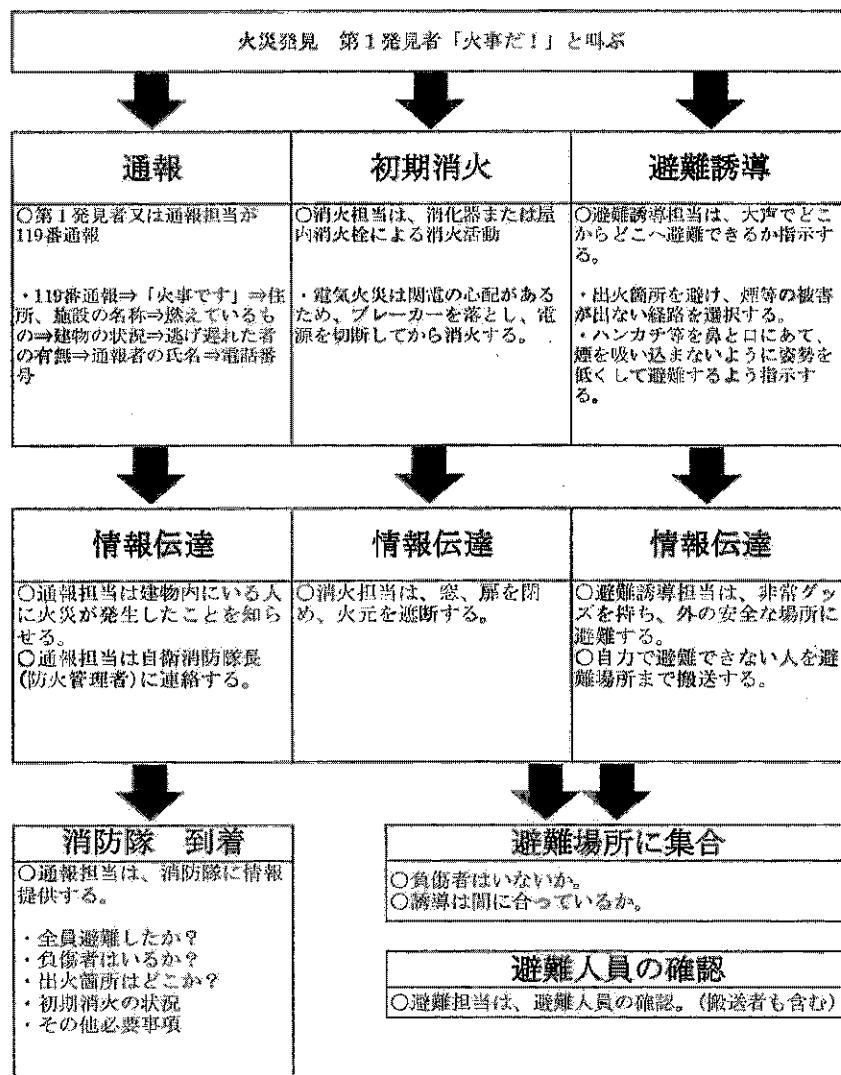
(2) 防災教育の実施

災害が起こった時に、職員があらかじめ定められた役割分担のもと行動できるよう、また臨機応変に行動できるように、防災や災害の基礎知識等について研修を実施する。

(3) 防災計画の見直し

防災訓練を実施した結果や防災教育などで培った知識・情報等を踏まえ、隨時、施設の防災計画の見直しを行う。

第3章 火災への対応



1. 火災発生時の対応

- (1) 大声で周囲に知らせるとともに屋外へ避難する。
- (2) 現場に急行する際は、消火器・鍵等を携行する。
- (3) 119番通報する。

2. 初期消火

消火器や屋内消火栓設備等を使って初期消火を行う。ただし、消火できないと判断したときは、火災となっている部屋の扉を閉めて避難する。

3. 避難誘導等

(1) 方法

- (ア) 施設内の設備等を使って火災の発生を知らせ避難誘導を行う。
- (イ) 避難場所を決定し火元から近い人を優先し避難を開始する。
- (ウ) 煙を吸わないようにタオル等で口や鼻を覆いながら、可能な限り低い姿勢で避難する。室内に空気が残っている場合は、ポリ袋に空気を入れその空気を吸いながら避難する。

(2) 避難状況等の確認

- (ア) 避難場所に着いたら、避難完了者、負傷者等を確認する。
- (イ) 消防へ「出火場所」「避難状況」「逃げ遅れた利用者」等の情報を提供する。

(3) 負傷者の手当・病院への搬送

利用者がケガ等をしていないか、体調を崩していないかを確認し、応急処置等を行う。病院等の受診が必要と思われる者については、病院への搬送を行う。

第4章 風水害(大雨・台風・洪水等)への対応

1. 風水害への対応

(1) 事前の準備

- (ア) 鉢植え等、転倒すると危険なものは予め倒したり、撤去する。
- (イ) 出入口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護する。
- (ウ) 浸水の恐れのある建物は、必要に応じて土嚢を設置する。
- (エ) ラジオ、インターネット等で気象庁が発表する大雨や台風に関する気象情報を確認する。また、インターネットを使用し、リアルタイムの降雨情報や河川の水位情報を収集する。

2. 警戒体制等の確立

- (1) 責任者は、予め定めた組織編制に従って、体制を確保する。
- (2) 救護活動や備蓄してある物資の点検を行い、避難の準備を行う。
- (3) 洪水はハザードマップを参考に洪水の可能性や想定される水深等を確認しておく。
- (4) 局地的大雨(ゲリラ豪雨)は予測が困難なため、前兆現象がないか注意する。

〈土砂災害の前兆現象〉

(1) かけ崩れ

- ・斜面に割れ目が見える。
- ・斜面から水が湧き出ている。湧き出した水が濁りだす。
- ・斜面から小石が落ちてくる。

(2) 地すべり

- ・斜面に割れ目が見える。
- ・斜面から水が湧き出ている。
- ・土煙、山が動いている。樹木がざわざわ動く。
- ・家等の構造物に亀裂が入る。樹木や電柱などが傾く。

〈局地的大雨の前兆現象〉

- ・真っ黒い雲が近づき周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえる。雷光が見える。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す。

3. 避難

(1) 避難の決定

責任者は、施設の状態、施設周辺の状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難を決定する。施設に避難する場合は、利用可能な器具、備蓄品等を利用して、利用者の安全を確保する。

(2) 避難の実施

予め定められた避難場所・避難経路の中から最も安全な場所・経路を決定し避難を開始する。避難を開始したら、再び施設内には戻らない。

(3) 避難状況等の確認

避難場所に着いたら、避難完了者、負傷者等の人数を確認する。

(4) 負傷者の手当・病院への搬送

利用者がケガ等をしていないか、体調を崩していないか確認し、応急処置等を行う。病院等の受診が必要と思われるものについては、病院への搬送を行う。

(5) 家族等への連絡・引継ぎ

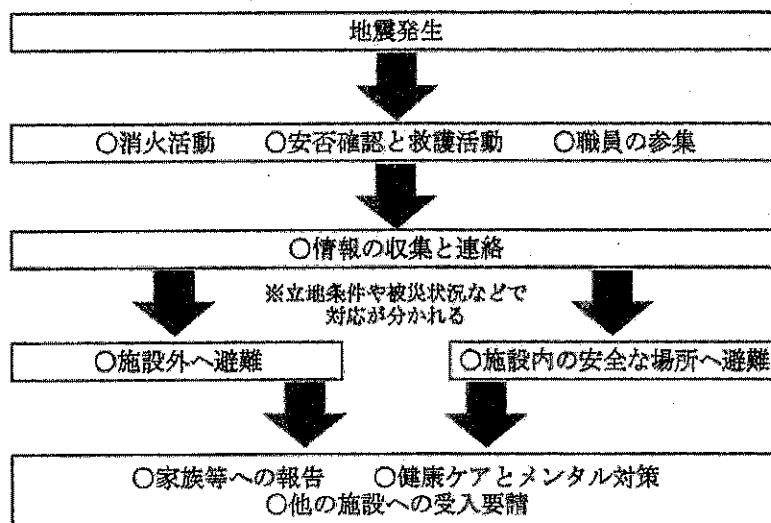
(ア) 事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に利用の状況を伝える。

(イ) 家族等への引き渡しは、家族等が勝手に連れて帰ることがないよう、職員立会いのもとで利用者や引受人の氏名を記録する。

(6) 施設の再開

施設や施設周辺の安全性を確認し、施設の早期再開を目指す。

第5章 地震への対応



1. 地震発生時の対応

- (1) 摆れがおさまるまでは、身の安全の確保に努める。
- (2) 摆れがおさまったら、利用者が安全に避難できるように窓や戸を開け、出口を確保するなど速やかに行動をとる。
- (3) 火元の点検など出火防止のための措置をとる。
- (4) 建物や設備の損壊状況を確認し、危険箇所等があれば立ち入らないように指示する。

2. 利用者・職員の安否確認等

責任者は、その所在を職員に明らかにし、利用者の安否確認を行いながら、利用者の体調等の確認を行う。

3. 体制の確保等

- (1) ラジオ・インターネット等から正確な情報を入手する。
- (2) 責任者は、予め定めた組織編成に従って、体制を確保する。
- (3) 救護活動や備蓄してある物資の点検を行い、避難の準備を行う。

4. 避難

(1) 避難の決定

責任者は、施設の状態、施設周辺の状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難を決定する。施設に避難する場合は、利用可能な器具、備蓄品等を利用して、利用者の安全を確保する。

(2)避難の実施

予め定められた避難場所・避難経路の中から最も安全な場所・経路を決定し避難を開始する。避難を開始したら、再び施設内には戻らない。

(3)避難状況等の確認

避難場所に着いたら、避難完了者、負傷者等の人数を確認する。

(4)負傷者の手当・病院への搬送

利用者がケガ等をしていないか、体調を崩していないか確認し、応急処置等を行う。
病院等の受診が必要と思われるものについては、病院への搬送を行う。

(5)家族等への連絡・引継ぎ

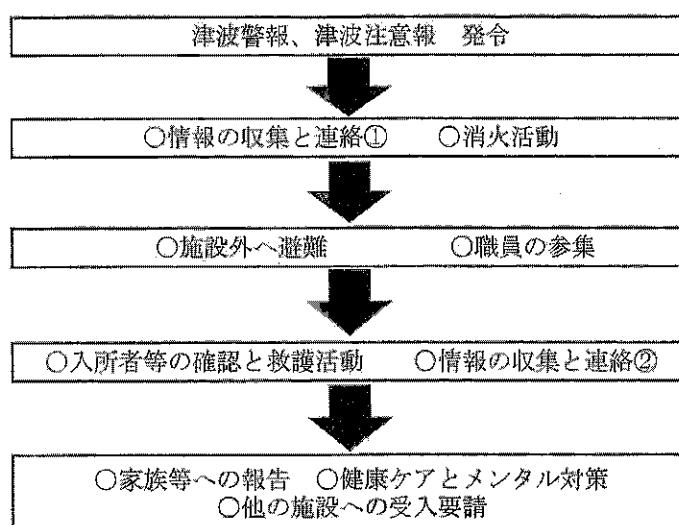
- (ア)事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に利用の状況を伝える。
- (イ)家族等への引き渡しは、家族等が勝手に連れて帰ることがないよう、職員立会いのもとで利用者や引受人の氏名を記録する。

(6)施設の再開

施設や施設周辺の安全性を確認し、施設の早期再開を目指す。

第6章 津波

地震発生に伴い、起こりうる災害です。地震が離れた地域で発生し、本市に地震災害が起こらなくても、津波災害が起こることがあります。



I. 情報収集と連絡①

- (1) 津波警報が発令されたら、到達予想時間まで時間があるとしても、早まることがあります。なるべく早く、避難指示の連絡を行う。

- (2) 正確な情報を伝えて、利用者の動搖や不安を解消するとともに、早めに避難行動をとる。
- (3) 津波注意報が発令されたら、ラジオ、インターネットなどによる津波情報に注意する。
- (4) 津波注意報があっても、満潮時刻と重なると、湾の奥など津波が高くなりやすい場所や低地では、浸水被害が発生する恐れがあります。気象庁や防災関係機関などからも情報を収集する。

2. 消火活動

避難まで時間的余裕があり、可能な場合は、「火の始末」や「ガスの元栓を閉める」など2次災害の防止に努める。

3. 避難

- (1) 避難先や避難経路、避難の方法を確認する。
- (2) 津波警報が発令されてから、津波到達まで時間が短い場合もあります。避難方法や移動手段など検討をして決める。
- (3) 避難指示にあたっては、早口をさけ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返しを行い、パニック防止に努める。
- (4) 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力を得て避難するように努める。
- (5) 可能であれば、ブレーカーの切断など、2次災害発生の防止措置をとりましょう。
- (6) 津波情報が発令されたら、なるべく早く近くの鉄筋コンクリート造りの建物の5階以上か津波避難ビルに指定されている建物へ避難する。
- (7) 市の防災関係機関や消防、警察などから現在の状況など必要な情報を収集する。
- (8) 職員にも正確な情報を伝えて、職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるように努める。

4. 利用者等の確認と救護活動

- (1) 直ちに利用者、職員が避難しているか確認(点呼)を行う。
- (2) 負傷者の応急手当てを実施し、状態によっては消防へ連絡する。

5. 家族等への報告

- (1) 事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に利用者の状況を伝える。
- (2) 家族等への引き渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないよう、職員立会いの上で利用者や引受人の氏名、引渡し時刻を記録するようにする。

附則

1. この計画は、2021年4月1日から施行する。
2. この計画は、2022年3月26日から施行する。